

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年9月5日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
開館記念展「ドキュメント1868—ひょうごはじまりの時—」
美術品搬送業務
- (2) 委託の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和5年1月31日（火）まで
- (4) 履行場所
県立兵庫津ミュージアム・ひょうごはじまり館内および集荷先
（神戸市兵庫区中之島二丁目1番17ほか、詳細は仕様書のとおり）
- (5) 応募方法
単独企業による
- (6) 入札方法
書面による直接入札とする
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基

づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 平成30年度から令和 4 年度の間の下記の業務実績を有すること。

兵庫県内の地方公共団体（兵庫県含む）が発注した美術品搬送業務の実績があること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については、次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 2 号館 3 階
兵庫県企画部地域振興課兵庫津展示班

電 話 (078)362-4031

F A X (078)362-3950

電子メールアドレス chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和 4 年 9 月 5 日（月）から 9 月 9 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時および場所

令和 4 年 9 月 28 日（水）午前 10 時 兵庫県庁西館 1 階 小入札室

- (4) 入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和 4 年 9 月 27 日（火）正午までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額を、令和 4 年 9 月 27 日（火）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合など財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号。以下「財務規則」という。）第 84 条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第 100 条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札者に求められる義務

ア この入札に参加を希望する者は、申込書に前記 2 (5) の事実が確認できる書類を添付して、令和 4 年 9 月 9 日（金）午後 5 時までに前記 3 (1) の場所に提出すること

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 4 年 10 月 6 日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。